

2013年3月25日

非常勤講師・客員教員 各位

早稲田大学教務担当常任理事
橋本周司
人事担当常任理事
清水敏

非常勤講師および客員教員の雇用に関する変更について

拝啓 先生方におかれましては時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げますとともに、平素から本学の教育活動に多大なるご尽力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、本学では2012年11月に創立150周年を迎える2032年へ向けた中長期計画 “Waseda Vision 150” を策定いたしました。今後はその中で示された指針に従い、教育体系の再構築のために改革を進めてまいる所存です。

今般、この一環として、教育の質向上のためのカリキュラムの抜本的な改革、雇用形態に応じた教員の適切な役割の明確化、慣習的に運用してきた雇用手法の見直しおよび法令に則った運用の実現のために、関連規程を制定・改正し、2013年4月1日より非常勤講師および客員教員の雇用に関する運用を変更いたしますのでお知らせします。

今後とも本学の教育活動にご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象資格

非常勤講師、客員教授、客員准教授、客員講師

2. 主な変更内容

(1) 非常勤講師就業規程の制定、雇用条件通知書の交付（非常勤講師の先生方のみ）

非常勤講師就業規程を新たに制定し、これに基づき非常勤講師の先生方に雇用条件通知書を交付することといたします。（客員教員の先生方については、これまでどおり雇用条件確認書を交付いたします）

(2) 嘱任期間（雇用契約期間）の変更

- これまで、非常勤講師および客員教員の嘱任期間（雇用契約期間）は学年を単位としておりましたが、2013年度より以下のとおり授業をご担当いただく学期を嘱任期間（雇用契約期間）といたします。ただし、年間を通じて授業をご担当いただく場合は、学年ごとの嘱任期間（雇用契約期間）となります。

< 嘱任期間（雇用契約期間） >

春学期の授業をご担当いただく場合：4月1日～9月20日

秋学期の授業をご担当いただく場合：9月21日～翌3月20日

年間を通じて授業をご担当いただく場合：4月1日～翌3月20日

- 授業をご担当いただかない学期の期間および隔年開講科目をご担当いただく場合において当該科目が開講されない年度につきましては、今後は嘱任期間（雇用契約期間）となりません。

- ・科目登録の結果、受講生がいない等の理由により当該科目が不開講となる場合につきましては、不開講が決定された時点で当該ご担当科目についての嘱任（雇用契約）を終了させていただきます。
- ・Waseda-net ID は、従来と同じように雇用期間終了後も一定期間はご利用可能です。また、Waseda-net ID の利用停止の前には、個別にご連絡いたします。
- ・本学図書館につきましては、できるかぎりこれまで同様にご利用いただけるよう配慮いたします。詳細は図書館ホームページの NEWS をご覧ください。

【日本語】 <http://www.wul.waseda.ac.jp/index-j.html>

【英語】 <http://www.wul.waseda.ac.jp/>

(3) 雇用契約年限の設定

2013年4月1日以降に本学と締結する非常勤講師および客員教員の雇用契約については、雇用契約期間の上限を通算5年とすることといたします。ただし、雇用契約の契約期間が満了した日とその次の雇用契約の初日との間に、本学との間で所定の雇用契約を締結していない期間（空白期間）があるときは、当該空白期間前に満了した雇用契約の契約期間は法令の定めに従い通算契約期間に算定しない場合があります。（「早稲田大学における有期雇用者の契約年限に関する規程」第3条参照）。

また、本学の他資格の有期労働契約が継続する場合も通算5年までとなります（例：非常勤講師を退職後に継続して助教として採用される場合等）。

(4) 非常勤講師の授業担当時間の上限設定

非常勤講師就業規程の制定にあたり、非常勤講師の授業担当時間を原則として1週あたり4時限を上限とすることといたします。ただし、この措置は2014年度より施行することとしています。

3. 同封物

- ・非常勤講師就業規程
- ・早稲田大学における有期雇用者の契約年限に関する規程
- ・早稲田大学教員任免規則
- ・早稲田大学芸術学校規則（抜粋）
- ・早稲田大学川口芸術学校規則（抜粋）
- ・客員教員の受入に関する規則
- ・教員の服務に関する規程
- ・教員の表彰および懲戒に関する規程
- ・講師給規程
- ・任期の定めのある教員、客員教員および客員教諭の給与に関する規程

なお、本文書は2013年3月1日現在ご在職および2013年度新規嘱任予定の非常勤講師・客員教員の先生方にお送りしております。2012年度末でご退職となる先生方にもお送りしておりますが、本文書をもって2013年度以降の雇用契約をお約束するものではございません。

以上

関連規程

- ・ 非常勤講師就業規程
- ・ 早稲田大学における有期雇用者の契約年限に関する規程
- ・ 早稲田大学教員任免規則
- ・ 早稲田大学芸術学校規則（抜粋）
- ・ 早稲田大学川口芸術学校規則（抜粋）
- ・ 客員教員の受入に関する規則
- ・ 教員の服務に関する規程
- ・ 教員の表彰および懲戒に関する規程
- ・ 講師給規程
- ・ 任期の定めのある教員、客員教員および客員教諭の給与に関する規程

非常勤講師就業規程

第1章 総則

（目的ならびに法令および労働協約との関係）

第1条 この規程は、非常勤講師の服務規律、賃金等の労働条件について定める。ただし、特に雇用条件通知書に記載された事項についてはその定めによる。

2 この規程に定めのない事項については、労働基準法等の法令または労働協約の定めるところによる。

（非常勤講師の定義）

第2条 この規程において「非常勤講師」とは、早稲田大学教員任免規則（1949年10月15日示達）第2条第1号および第2号、早稲田大学芸術学校規則（1978年5月26日教務達第4号）第1条ならびに早稲田大学川口芸術学校規則（2003年3月20日規約第02-68号の3）第1条に規定する非常勤講師をいう。

第2章 服務

（服務）

第3条 非常勤講師の服務については、教員の服務に関する規程（2005年規約第05-27号の2）の規定（第3条および第4条を除く。）を準用する。

第3章 嘱任、休職、退職および解任

（嘱任）

第4条 非常勤講師の嘱任については、早稲田大学教員任免規則の定めるところによる。

（契約の更新）

第5条 雇用契約の期間の満了後における当該契約に係る更新の有無は、雇用条件通知書で示す。

2 大学は、雇用契約を更新するか否かを判断するにあたっては、次に掲げる事項を総合的に勘案するものとする。

一 次年度および次学期における学科目の開講状況および受講者数の見通し

二 当該非常勤講師の勤務状況および態度

三 当該非常勤講師の能力および適性

3 大学は、雇用条件通知書にその契約を更新する場合がある旨をあらかじめ明示していた非常勤講師の雇用契約を更新しない場合には、少なくとも契約が満了する日の30日前までに予告する。

4 大学は、雇用契約を更新する場合に、非常勤講師の授業担当時間を増減することがある。

（契約年限）

第6条 非常勤講師の契約年限については、早稲田大学における有期雇用者の契約年限に関する規程（2013年 月 日規約第12- 号）の定めるところによる。

（休職）

第7条 非常勤講師の休職については、早稲田大学教員任免規則第21条の規定を準用する。

（退職）

第8条 非常勤講師の退職については、早稲田大学教員任免規則の定めるところによる。

（解任等）

第9条 非常勤講師の解任については、早稲田大学教員任免規則の定めるところによる。

2 非常勤講師の契約は、当該契約に係る科目の受講者がいない場合は、終了するものとする。

第4章 勤務

（職務内容）

第10条 非常勤講師は、授業の実施および付随する教育活動に従事する。

（授業担当時間）

第11条 非常勤講師の授業担当時間は、別表に定める範囲の中で当該非常勤講師が授業を担当する箇所において定め、

本人に提示するとともに、大学に報告するものとする。ただし、業務の都合その他特に必要があるときには、所定の時間を繰り上げまたは繰り下げることがある。

2 1週における授業担当時間の上限は4時限を原則とする。

(休講)

第12条 非常勤講師は、休暇の取得、欠勤等により担当する授業を休講とする場合は、大学が定める期間または本人が申し出た日に補講またはこれに代わる措置を講ずるものとする。

(休日)

第13条 非常勤講師には毎年4月1日を起算として、4週間に4日の法定休日を付与する。ただし、特に命じられない限り法定休日は日曜日とする。

2 法定外の休日は、次のとおりとする。ただし、大学があらかじめ授業を実施すると定めた日を除く。

一 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

三 大学創立記念日（10月21日）

四 その他大学が指定する日

(休日の振り替え)

第14条 業務上やむをえない事情により休日に勤務させる必要が生じた場合、休日を振り替えることができる。

(欠勤)

第15条 非常勤講師が、病気、事故、その他やむを得ない理由により欠勤するまたは欠勤した場合は、その事由と日数を、当該授業科目を担当する箇所に届け出なければならない。

第2節 その他

(非常時の特例)

第16条 災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要があるときは、この章の規定と異なる取扱いをすることがある。

第5章 休暇

(休暇)

第17条 非常勤講師は、労働基準法等法令に定められた休暇を法令の定める基準にしたがって取得することができる。

第6章 給与

(給与)

第18条 非常勤講師の給与等は、講師給規程（1951年4月21日庶達第4号）の定めるところによる。

第7章 安全衛生

(災害防止)

第19条 非常勤講師は、常に職場を整理整頓し、災害の発生防止に努め、火気には特に注意しなければならない。

(災害時の処置)

第20条 非常勤講師は、火災その他非常災害を発見したとき、もしくはそのおそれのあることを知ったとき、または物品の紛失その他異状を認めたときは、適切な処置をとり、その被害を最小限度に止めるよう努力しなければならない。

(保健衛生)

第21条 非常勤講師は、保健衛生に留意し、常に健康の保持に努めなければならない。

(就業禁止)

第22条 法定感染症または労働のために病勢がこう進するおそれのある心身の疾病にかかった者に対しては、就業を禁止する。

2 前項に該当する者が出勤するときは、大学に所属する医師または大学の指定する医師の診断により、出勤しても差しつかえないと認めるときに限って出勤させる。

(防疫措置)

第23条 非常勤講師は、同居の家族および同居人または付近居住者が法定感染症にかかり、またはその疑いがあるときは、直ちにその旨を大学に届け出てその指示を受けなければならない。

(健康要保護者)

第24条 大学は、妊婦、病後および産後の療養を必要とする者などに対して、健康の保持または回復のため、業務の軽減等必要な措置を講じることがある。

(遵守義務)

第25条 非常勤講師は、この章の規程によるもののほか、安全衛生に関し大学の定めた事項に従い、危害防止、災害の予防および保健衛生の向上に努めるとともに、大学の行う安全衛生に関する措置に進んで協力しなければならない。

第8章 災害補償

(災害補償)

第26条 非常勤講師の業務上の事由等による死亡および傷病に対する補償に関しては、労働者災害補償保険法および早稲田大学教職員災害補償制度要綱（1982年人厚達第2号）による。

第9章 表彰

(表彰)

第27条 非常勤講師の表彰については、教員の表彰および懲戒に関する規程（2005年規約第05—27号の3。第3条第2号を除く。）を準用する。

第10章 懲戒

(懲戒)

第28条 非常勤講師の懲戒については、教員の表彰および懲戒に関する規程を準用する。

第11章 雑則

(改正)

第29条 この規程の改正に当たっては、労働基準法第90条の手続きを経て、大学がこれを行う。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。ただし、第11条第2項の規定は、2014年4月1日から施行する。

別表

大学

	開始	終了
1限	9時00分	10時30分
2限	10時40分	12時10分
3限	13時00分	14時30分
4限	14時45分	16時15分
5限	16時30分	18時00分
6限	18時15分	19時45分
7限	19時55分	21時25分

高等学院

	開始	終了
1限	8時40分	9時30分
2限	9時40分	10時30分
3限	10時40分	11時30分
4限	11時40分	12時30分
5限	13時10分	14時00分
6限	14時10分	15時00分

高等学院中学部

	開始	終了
1限	8時30分	9時20分
2限	9時40分	10時30分
3限	10時40分	11時30分
4限	11時40分	12時30分
5限	13時10分	14時00分
6限	14時10分	15時00分

本庄高等学院

	開始	終了
1限	9時00分	9時50分
2限	10時00分	10時50分
3限	11時10分	12時00分

4 限	12時10分	13時00分
5 限	13時40分	14時30分
6 限	14時40分	15時30分

芸術学校

	開始	終了
1 限	18時15分	19時45分
2 限	19時55分	21時25分

川口芸術学校

	開始	終了
1 限	9 時00分	10時30分
2 限	10時40分	12時10分
3 限	13時00分	14時30分
4 限	14時45分	16時15分
5 限	16時30分	18時00分
6 限	18時15分	19時45分

早稲田大学における有期雇用者の契約年限に関する規程

(目的) 第1条 この規程は、早稲田大学において有期労働契約を締結する教職員等（以下「有期労働契約教職員等」という。）の契約年限について定める。

(有期労働契約教職員等の定義)

第2条 この規程において有期労働契約を締結する教職員等とは、次に掲げる者をいう。

- 一 任期を定めて嘱任した教授、准教授および講師ならびに助教
- 二 上級研究員、主任研究員、次席研究員、客員上級研究員、客員主任研究員および客員次席研究員
- 三 助手
- 四 研究助手
- 五 客員教授、客員准教授、客員講師、客員教授（専任扱い）、客員准教授（専任扱い）、客員講師（専任扱い）
客員教授（非常勤扱い）、客員准教授（非常勤扱い）および客員講師（非常勤扱い）
- 六 非常勤講師
- 七 インストラクター（任期付）およびインストラクター（非常勤）
- 八 研究補助者
- 九 ティーチング・アシスタント
- 十 リサーチ・アシスタント
- 十一 常勤嘱託
- 十二 嘱託（非常勤）

(有期労働契約教職員等の契約年限)

第3条 有期労働契約教職員等の有期労働契約は通算で5年を超えて更新することができない。

2 有期労働契約の契約期間が満了した日とその次の有期労働契約の初日との間に、本学において有期労働契約を締結していない所定の期間（以下「空白期間」という。）があるときは、当該空白期間前に満了した有期労働契約の契約期間は、通算契約期間に算入しない。

3 前項において定める所定の空白期間は、6か月以上とする。ただし、当該空白期間前に満了した有期労働契約（2つ以上の有期労働契約があるときは通算した期間）の契約期間が10か月以下の場合には別表のとおりとする。

別表

有期労働契約の契約期間	所定の空白期間
2か月以下	1か月以上
2か月超～4か月以下	2か月以上
4か月超～6か月以下	3か月以上
6か月超～8か月以下	4か月以上
8か月超～10か月以下	5か月以上

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

早稲田大学教員任免規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、大学教員および高等学院教員の嘱任、休職および解任について定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 大学教員 大学の教授、准教授、専任講師、特任教授、助教および非常勤講師
- 二 高等学院教員 各高等学院の教諭、兼担講師および非常勤講師
- 三 教員 大学教員および高等学院教員
- 四 専任教員 任期の定めのない教授、准教授および専任講師ならびに各高等学院の教諭
- 五 任期付教員 第17条第1項の規定により任期を定めて嘱任された教授、准教授および講師ならびに助教
- 六 常勤教員 専任教員、特任教授および任期付教員
- 七 教授会等 学術院を本属とする者にあつては教授会（任期付教員および非常勤講師については、早稲田大学学
部規則（1949年9月15日示達）第5条の2、早稲田大学大学院規則（1976年教務達第8号）第4条の3第2項お
よび第3項ならびに学術院に属する研究所の研究所運営委員会に関する規程（2011年規約第11—9号の11）第2
条および第3条の規定により、教授会が、学部運営委員会、研究科運営委員会または研究所運営委員会の議決を
もって教授会の議決とすることとした場合にあつては、学部運営委員会、研究科運営委員会または研究所運営委
員会）、いずれの学術院にも属さない附属機関を本属とする者にあつては管理委員会、運営委員会または協議員
会、高等学院を本属とする者にあつては学科主任会、本庄高等学院を本属とする者にあつては教諭会
(本属)

第3条 学術院に属する学部、研究科または附属機関を担当する教員は、いずれかの学術院を本属とする。

2 いずれの学術院にも属さない附属機関を担当する教員は、その附属機関を本属とする。

3 高等学院教員は、高等学院または本庄高等学院を本属とする。

4 高等学院教員が学部、研究科、附属機関または他の附属学校（以下「学部等」という。）を担当することおよび
学部等を担当する教員が各高等学院を担当することは、妨げない。

5 教員が同時に2以上の学部等を担当する場合（同一学術院に属する学部等を担当する場合を除く。）の本属は、
その都度、関係学術院または附属機関における協議を踏まえ、大学が決定し、本属以外を兼担とする。

第4条 学術院の本属教員が学校において役付きに嘱任される場合には、その学校においても本属教員とすることが
できる。ただし、この場合の嘱任には、教授会の承認を得なければならない。

(在職期間の計算)

第5条 専任教員の在職期間は、本大学に専任教員として嘱任されたときから起算する。ただし、講師給規程第2条
第2号の規定による非常勤講師または早稲田大学助手規程、早稲田大学坪内博士記念演劇博物館規則、研究所の規
則もしくは研究教育センターの規則により嘱任された助手が、引き続いて専任教員になった場合には、その者の専
任教員としての在職期間は、同規定による非常勤講師または助手に嘱任されたときから起算する。

2 特別研究生または職員であった者が、本大学に勤続して、専任教員となった場合には、その者の専任教員として
の在職期間には、特別研究生または職員としての在職期間の全部または一部を加算することができる。

3 前項の規定により専任教員としての在職期間に算入する期間は、教授会等の議決を経て、大学が決定する。

4 教員または助手の身分をもたないで、早稲田大学留学生規則（1950年12月15日制定、1967年4月1日廃止）によ
る留学生として海外に派遣され、引き続いて専任教員に嘱任された者の専任教員としての在職期間は、第1項の規
定にかかわらず、留学生に命ぜられたときから、これを起算する。

5 前項の教員の在職期間の計算には、第21条第2号の規定を適用し、休職期間を算定する。

6 特任教授としての在職期間は、専任教員としての在職期間とみなす。

第6条 休職中の期間は、これを在職期間に算入する。ただし、海外出張または留学のために休職した期間および第
21条第2号の規定によって休職の指定を受けた期間が、その期間を含む在職期間の10分の1を超えるときは、その
超過した期間は在職期間に算入しない。

第2章 嘱任

第1節 総則

(嘱任手続)

第7条 教員の嘱任は、教授会等の決議により、大学がこれを行う。

2 前項の教授会等の決議のうち、常勤教員の嘱任に係るものは、議決権者（教授会においては当該学術院を本属と
する任期の定めのない教授および准教授。以下この条において同じ。）の3分の2以上が出席し、その出席者の過
半数をもってしなければならない。この場合において、外国出張中の者、休職中の者および病気その他の理由によ
り引き続き2か月以上欠勤中の者は、議決権者の数に算入しない。

(専任教員の要件)

第8条 専任教員には、定年に達するまでに10年以上専任教員として勤続可能な者を嘱任する。ただし、特別の事情がある場合は、大学は、教授会等の議決を経て特例を認めることができる。

(常勤教員)

第9条 常勤教員には、他に本務をもたない者を嘱任する。

2 常勤教員が、他に本務をもつようになった場合は、その身分は、これを非常勤講師に変更する。ただし、大学は、教授会等の議決を経て特例を認めることができる。

(専門職大学院における特例)

第10条 前条の規定にかかわらず、平成15年文部科学省告示第53号第2条第2項の規定により専門職大学院の専任教員とみなされる者については、他に本務をもつ者であっても、任期の定めのある教授、准教授または講師として嘱任することができる。

第2節 大学教員

(教授)

第11条 教授には、次の各号のいずれかに該当する者を嘱任する。

- 一 研究上、教授上顕著な業績を挙げ、かつ、満5年以上、大学准教授の経歴を有する者
- 二 前号と同等以上の学識経験を有すると認められる者

(特任教授)

第12条 特任教授には、前条各号のいずれかに該当する者であって、かつ、次の各号のいずれかに該当するものを嘱任する。

- 一 学識、経験、地位等に照らし、教授に準じて学生の教育指導に当たらせることが適当と認められる者
- 二 年齢その他の理由により、教授会等の構成員としての義務を負わせることが適当でないとして認められる者

(准教授)

第13条 准教授には、次の各号のいずれかに該当する者を嘱任する。

- 一 研究上、教授上の成績優秀にして、かつ、満2年以上、大学講師または助教の経歴を有する者
- 二 研究上の成績優秀にして、かつ、満5年以上、助手の経歴を有する者
- 三 研究上の成績優秀にして、かつ、助手と助教を合わせて満5年以上の経歴を有する者
- 四 前各号の該当者と同等以上の学識経験を有すると認められる者

(講師)

第14条 専任講師および非常勤講師には、次の各号のいずれかに該当する者を嘱任する。

- 一 研究上の成績優秀にして、かつ、満3年以上、助手の経歴を有する者
- 二 研究上の成績優秀にして、かつ、満5年以上、大学院に在学し、博士候補者の検定に合格している者または博士課程における所要の研究指導を受けた者
- 三 前各号の該当者と同等以上の学識経験を有すると認められる者

(非常勤講師の嘱任)

第15条 非常勤講師は授業を担当する期間について学期ごとに嘱任する。ただし、年間を通じて授業を担当する場合は、学年ごとに嘱任することができる。

(助教)

第16条 助教には、次の各号のいずれかに該当する者を嘱任する。

- 一 博士の学位を有する者またはそれと同等以上の学識を有する者
 - 二 博士課程の所定の単位を全て取得した者であって、博士後期課程に3年以上在学した者のうち、博士論文を提出せずに退学した者
- 2 前項に掲げる者のほか、教授会等が特に認めるときは、専門職学位を有する者を助教として嘱任することができる。

(任期付教員)

第17条 教授、准教授および講師は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号）に基づき、任期を定めて嘱任することができる。

- 2 助教は、大学の教員等の任期に関する法律に基づき、任期を定めて嘱任する。
- 3 任期付教員の任期は、労働契約において明示するものとする。
- 4 任期付教員の任期に関して必要な事項は、別に定める。

第3節 高等学院教員

(教諭)

第18条 教諭には、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）による中学校教諭または高等学校教諭の担当する教科の免許状を有し、かつ、成績の優秀な者を嘱任する。

(兼任講師)

第19条 兼任講師には、学術院、附属機関または他の附属学校を本属する者を嘱任する。

(非常勤講師)

第20条 非常勤講師は、学年ごとに嘱任する。

第3章 休職

(休職)

第21条 教員が、次の各号のいずれかに該当したときは、休職にする。

- 一 傷病のため、引き続き欠勤して在職期間の10分の1の期間、在職5年未満の者については6か月を経過したとき。この場合の休職期間は、在職期間の10分の1、在職20年未満の者については24か月とする。
- 二 特別研究期間制度に関する規程または教職員の海外派遣等に関する規程によって海外に派遣された者が、派遣期間をこえて滞在しているにもかかわらず、期間延長の願出をしない場合、もしくはその願出に対する許可を与えないことを相当と認めた場合には、大学が教授会等と協議の上、休職の指定をしたとき。
- 三 刑事事件によって起訴されたとき。この場合の休職期間は、判決の確定するまでとする。

第22条 傷病その他適當の事由によって、本人から休職の願出があったときは、6か月を超えない範囲内で、休職にすることができる。

- 2 前項の規定によって休職になった者が、休職期間の経過後、傷病のため引き続いて欠勤し、または一旦復職の後、3か月以内に傷病のため引き続いて欠勤した場合には、その休職期間と欠勤した期間とを通算して、前条第1号の規定を適用する。

(準用)

第23条 第7条の規定は、教員の休職について準用する。

第4章 退職および解任

(退職)

第24条 教員が、次の各号のいずれかに該当したときは、退職する。

- 一 定年に達したとき。
- 二 退職を願い出て、その手続きを完了したとき。
- 三 期間を定めて雇用されている場合において、その期間が満了したとき。
- 四 死亡したとき。

(退職願)

第25条 前条第2号の規定によって教員が退職しようとするときは、箇所長を経て、遅くとも退職希望日の14日前に、退職願を大学に提出しなければならない。

第26条 教員の表彰および懲戒に関する規程（2005年7月30日規約第05—27号の3）第8条から第10条までの規定によって査問に付された教員が退職願を提出したときには、その提出日から1か月間は、退職意思の効力が発効しないものとする。

(定年)

第27条 教員の定年は、次の各号の区分に従い、当該各号に定める年齢とする。ただし、大学は、当該教員が学年の中途において定年に達し、教授上支障がある場合には、その学年の終りに退職させることができる。

- 一 大学教員 満70才
- 二 高等学院教員
 - ア 教諭 満65才
 - イ 兼任講師および非常勤講師 満70才

(選択定年)

第28条 前条の規定にかかわらず、専任教員は、選択定年制により、定年年齢を選択することができる。

- 2 選択定年に関する事項については、規程をもって別に定める。

(準用)

第28条の2 第7条の規定は、教員の退職について準用する。

(解任)

第29条 大学は、教員が次の各号のいずれかに該当したときは、解任する。

- 一 教員が学校教育法第9条各号に該当するに至ったとき。
 - 二 教員の行為が表彰懲戒規程第5条第1項各号のいずれかに該当し、教授会等において懲戒処分による解任をすべきと決定したとき。
 - 三 教授会等において、教員としての職責を全うすることができないものと認め、解任することを決定したとき。
- 2 大学は、教員が第21条第1号もしくは第2号または第22条第1項の規定による休職期間が満了したときは、解任することができる。ただし、傷病以外の特別の事情あるときは、教授会等と協議の上休職期間を延長することができる。

きる。

(解任の決議)

第30条 前条第1項第2号および第3号の規定による解任の決議のうち、常勤教員の解任に係るものは、議決権者の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の同意を要する。

2 前項の決議については、准教授も議決権を有する。

3 第1項の定足数の算定にあたっては、外国出張中の者、休職中の者および病気その他の理由により引き続き2か月以上欠勤中の者は、議決権者の数に算入しない。

第31条 非常勤講師は、引き続き嘱任する場合を除き、その嘱任期間の満了によって、当然解任となる。

附 則 (略)

早稲田大学芸術学校規則 (抜粋)

第1章 教員

(教員)

第1条 本校において学科を担当する教員は、専任教員のほか、川口芸術学校、学術院、いずれの学術院にも属さない附属機関を本属とする教員とする。ただし、必要に応じ、任期付教員、研究員、客員教員、研究助手および非常勤講師を置くことができる。

早稲田大学川口芸術学校規則 (抜粋)

第1章 教員

(教員)

第1条 本校において学科を担当する教員は、専任教員のほか、芸術学校、学術院、いずれの学術院にも属さない附属機関を本属とする教員とする。ただし、必要に応じ、任期付教員、研究員、客員教員、研究助手および非常勤講師を置くことができる。

客員教員の受入に関する規則

(目的)

第1条 本大学は、研究教育水準の向上および学術交流の促進を図るため、早稲田大学教員任免規則(1949年10月15日示達。以下「教員任免規則」という。)に定める教員のほか、この規則の定めるところにより次の客員教員を置く。

- 一 客員教授 (Visiting Professor)
- 二 客員准教授 (Visiting Associate Professor)
- 三 客員講師 (Visiting Assistant Professor)
- 四 訪問学者 (Visiting Scholar)

第2条 前条第1号、第2号および第3号に規定する客員教員は、国内または外国において他に本務をもつ者であって、本大学に來訪し、一定の期間研究および教育等の活動を行う者のうち、その学識、業績、身分等がそれぞれ本大学の教授、准教授および講師に相当する者とする。

2 前条第4号に規定する客員教員は、本大学において広く学術講演、研究等の学術交流活動を行う者で、その学識、業績、身分等が本大学の教授、准教授または講師以上に相当する者をいう。

(受入期間)

第3条 第1条第1号、第2号および第3号に規定する客員教員の受入期間は、一の学期内であって授業を担当する期間とする。ただし、年間を通じて授業を担当する場合は、1年を超えない範囲で受入期間を設定することができる。

2 第1条第4号に規定する客員教員の受入期間は、1年以内とする。ただし、特別な事情のある場合は、1年を超える受入期間を設定することができる。

第4条 削除

(受入箇所)

第5条 客員教員の受入箇所は、学術院、いずれの学術院にも属さない研究所、研究教育センター、演劇博物館、博物館、芸術学校、川口芸術学校、ボランティアセンターまたは競技スポーツセンターとする。

(客員教員の本属)

第6条 客員教員は、受入箇所を本属とする。

2 客員教員が同時に2以上の箇所では受け入れられる場合の本属は、関係箇所における協議を踏まえ、大学が決定する。

(受入手続)

第7条 客員教員の受入は、学術院を本属とする者にあつては教授会（早稲田大学学部規則（1949年9月15日示達）第5条の2、早稲田大学大学院規則（1976年教務達第8号）第4条の3第2項または学術院に属する研究所の研究所運営委員会に関する規程（2011年規約第11—9号の11）第2条および第3条の規定により、教授会が、学部運営委員会、研究科運営委員会または研究所運営委員会の議決をもって教授会の議決とすることとした場合にあつては、学部運営委員会、研究科運営委員会または研究所運営委員会）、いずれの学術院にも属さない研究所、研究教育センター、ボランティアセンターまたは競技スポーツセンターを本属とする者にあつては管理委員会、演劇博物館または博物館を本属とする者にあつては協議員会、芸術学校または川口芸術学校を本属とする者にあつては運営委員会（以下「教授会等」という。）の決議に基づき、大学が決定する。既に受入を決定した客員教員の身分を変更するときも同様とする。

(給与)

第8条 客員教員の給与は、任期の定めのある教員、客員教員および客員教諭の給与に関する規程（1992年規約第92—10号の2）をもって別に定める。

(勤務条件)

第9条 客員教員の勤務条件については、受入箇所と大学が事前に協議のうえ、その都度これを定める。

(教員任免規則の準用)

第10条 教員任免規則第24条から第31条まで（第28条を除く。）の規定は、客員教員について準用する。

(意思決定機関への出席)

第11条 所属箇所の意思決定機関は、必要に応じて客員教授、客員准教授または客員講師に出席を求め、その意見を聴くことができる。

附 則 (略)

教員の服務に関する規程

第1章 総則

(目的ならびに法令および労働協約との関係)

第1条 この規程は、本大学の教員の服務規律について定める。ただし、法令もしくは労働協約に抵触する事項またはこの規程に定めのない事項については、その法令または労働協約の定めに従う。

(定義)

第2条 この規程において「教員」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- 一 大学の専任教員
- 二 特任教授
- 三 高等学院の教諭
- 四 芸術学校の専任教員

第2章 服務

(教員の職務)

第3条 教員は、大学の理念、目的および社会における使命を自覚し、教育および研究ならびに大学および本属である学術院、附属機関、高等学院または芸術学校の運営について、誠実に自己の職務を果たさなければならない。

2 教員は、前項の職務遂行のため出校しなければならない。

3 教員は、教育および研究の内容または成果を、大学に報告し、適切な方法で公開することに努めなければならない。

(兼業)

第4条 教員は、第3条で規定する職務に専念しなければならない。ただし、別に定める規程により兼業が認められる場合を除く。

(人権の擁護)

第5条 教員は、早稲田大学におけるハラスメント防止に関するガイドラインの精神に則り、人権に係るいかなるハラスメントも行つてはならない。

(名誉および信用の保持)

第6条 教員は、正当な理由なく、大学の名誉または信用を失墜させる行為をしてはならない。

(秘密漏えいの禁止)

第7条 教員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(公品の私用禁止)

第8条 教員は、大学の金銭、物品もしくは施設を他に融通し、または私用に供してはならない。

(金品等の授受)

第9条 教員は、正当な理由なく、職務上の地位を利用して、自己のために金銭および物品等の利益の融通または贈与を受けてはならない。

(返納義務)

第10条 教員が退職するとき、または解雇されたときは、教職員証および健康保険被保険者証等をただちに返納し、貸付金その他大学に対する債務を遅滞なく完済しなければならない。

(届出義務)

第11条 教員は、大学から届出、申請、願出その他の手続を行うことを求められたときは、書面により遅滞なく行わなければならない。

附 則 (略)

教員の表彰および懲戒に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本大学の教員の表彰および懲戒について定める。

(定義)

第2条 本規程における用語の定義は次のとおりとする。

- 一 教員 大学の専任教員、特任教授、高等学院の教諭および芸術学校の専任教員
- 二 教授会等 学術院の教授会、いずれの学術院にも属さない附属機関の管理委員会または協議員会、高等学院の学科主任会、本庄高等学院の教諭会および芸術学校の運営委員会
- 三 箇所長 学術院の学術院長、いずれの学術院にも属さない附属機関の長、高等学院の学院長および芸術学校の校長

第2章 表彰

(表彰事由)

第3条 大学は、教員が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該教員に対し表彰を行う。

- 一 大学の発展に多大な貢献をしたとき。
- 二 永年誠実に勤続したとき。
- 三 その他表彰に値する行為のあったとき。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、賞状の授与および賞品または賞金の贈呈をもって行う。

2 表彰は、原則として公示する。

第3章 懲戒等

(教員の懲戒)

第5条 教員の行為が次の各号の一に該当し、当該教員の本属である箇所の教授会等において懲戒処分を課すべきと決定したときは、大学は当該教員に対し懲戒処分を行う。

- 一 教員として不都合な行為があつて、大学に損害を与え、あるいは大学の名誉または信用を著しく傷つけたとき。
- 二 故意または重大な過失により、大学に損害を与え、あるいは正当な理由なく大学の名誉または信用を著しく傷つけたとき。
- 三 大学の規則、規程、細則等に違反し、または理事会、学術院長会、教授会の決定に服さないとき。
- 四 経歴を偽り、その他不正な方法を用いて採用されたとき。
- 五 窃盗、横領、傷害その他の刑罰法規に触れる重大な犯罪行為があつたとき。

2 懲戒は、原則として公示する。

3 大学は、懲戒処分を課すべきと認識する教員の本属箇所に、当該教員の懲戒手続きに関して審議を求めることができるものとする。

(懲戒の種類)

第6条 懲戒は次の4種とし、その1種または2種以上をあわせてこれを行う。

- 一 けん責 始末書を提出させ、事由を示して戒める。
- 二 減給 減給1回の額が平均給与の1日分の半額を超えず、総額が1か月の給与の10分の1を超えない範囲で給与を減ずる。
- 三 停職 停職の期間は1日以上1年以下とし、その期間中は給与を支給しない。
- 四 解任

第7条 削除

(査問委員会)

第8条 教授会等において、教員に懲戒処分を課そうとするときは、その都度査問委員会を当該教授会等のもとに設置し、あらかじめ、当該教員を査問に付さねばならない。

2 査問委員会の委員は、当該教授会等の構成員の互選によって定める。

(査問委員会の任務)

第9条 査問委員会は、事実の調査および審査を十分に実施し、査問に付された教員（以下「査問対象者」という。）に懲戒処分を課すべきか否かおよび懲戒の種類を決定し、教授会等に報告する。

2 査問委員会は、査問対象者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

3 査問委員会において、懲戒処分を課す（懲戒の種類を決定を含む。以下同じ。）ことを決定するためには、査問委員の3分の2以上の同意がなければならない。

(査問対象者の自宅待機)

第9条の2 査問対象者は、査問期間中、自宅待機とする。

(懲戒処分に対する不服申立て)

第9条の3 査問対象者は、第9条第1項の報告の内容に不服がある場合は、査問委員会が教授会等に報告した日から起算して10日以内に、書面により教授会等に不服申立てを行うことができる。

2 前項の不服申立てを受けた教授会等は、当該不服申立てに理由があると認めるときは、教授会等のもとに再査問委員会を設置し、再査問を行うものとする。

3 第8条第2項および前2条の規定は、再査問委員会について準用する。

(懲戒の議決)

第10条 査問委員会（前条第2項の規定により再査問が行われた場合は再査問委員会。以下同じ。）が懲戒処分を課すことを決定し、教授会等に報告したときは、教授会等は、査問対象者に懲戒処分を課すべきか否かを決定する。

2 前項の議決にあたっては、懲戒の種類がけん責の場合を除き、教授会等の議決権者の3分の2以上の出席を要する。

3 教授会等において、懲戒処分を課すことを決議するには、出席者の3分の2以上の同意がなければならない。

4 第2項の定足数の算定にあたっては、外国出張中の者、休職中の者および病気その他の理由により引き続き2か月以上欠勤中の者は、議決権者の数に算入しない。

(訓戒)

第11条 第5条第1項各号に掲げる行為をした教員について、その違反行為が軽微または改悛の情が明らかに認められる等特に情状酌量の余地があつて、懲戒処分を課すことが適当でないとその教員の本属箇所の箇所長および大学が認めるときは、訓戒とすることができる。

2 訓戒は、大学および箇所長が協議の上、これを行う。

(訓戒に対する不服申立て)

第12条 訓戒を受けた教員は、その内容に不服がある場合は、訓戒を受けた日から10日以内に、書面により教授会等に不服申立てを行うことができる。

2 前項の不服申立てを受けた教授会等は、前項の不服申立てに理由があると認めるときは、訓戒を取り消すことができる。

3 教授会等が前項の規定により訓戒を取り消すためには、出席者の3分の2以上の同意がなければならない。

附 則 (略)

講師給規程

第1条 本大学が非常勤講師に対して支給する講師給は、これを次の3種とする。

- 一 一般講師給
- 二 外人講師給
- 三 職員が非常勤講師として勤務時間中に授業を担当する場合の講師給

第2条 一般講師給は、次のとおりとする。

- 一 甲種一般講師給
- イ 甲種一般講師給

1週1コマの授業について月額次のとおりとし、この他に客員教員を除き出校手当として月額6,000円を支給する。

号別	年齢 (歳)	月額 (円)
一	49以下	28,000
二	50以上	30,100

(注) 年齢は、4月1日現在の年齢を基準とする。

ロ 甲種一般講師給 (各芸術学校)

1 コマ1回の授業について次のとおりとする。

号別	年齢 (歳)	月額 (円)
一	大学院在学生	12,690
二	40以下	16,130
三	41～49	16,880
四	50以上	18,150

(注) 年齢は、4月1日現在の年齢を基準とする。

二 乙種一般講師給

助手または大学院の課程を経た者およびこれに準ずる者で、大学が特に指定した非常勤講師に対しては、次の額を支給する。専任教員に準じた本給、親族扶養手当の合計額に相当する月額

第3条 外人講師に対しては、1コマ1回の授業につき、14,550円から16,950円までの金額を支給する。

第4条 職員が非常勤講師として勤務時間中に授業を担当する場合には、1週1コマの授業に対して、月額3,500円の講師給を支給する。ただし、勤務時間外に授業を担当する場合は、第2条の一般講師給を支給する。

第5条 削除

第6条 講師給は、所定の休暇中もこれを支給する。

第7条 病気その他本人の都合によって1か月全く休講の場合は、その月分の講師給を支給しない。

附 則 (略)

任期の定めのある教員、客員教員および客員教諭の給与に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、早稲田大学教員任免規則 (1949年10月15日示達。以下「教員任免規則」という。) 第17条第1項の定めによる任期を定めて嘱任した教授、准教授および講師 (以下それぞれ「任期付教授」、「任期付准教授」および「任期付講師」という。)、客員教諭規程に定める客員教諭 (以下「客員教諭」という。) ならびに客員教員の受入に関する規則 (1992年規約第92—10号の1) 第1条に規定する客員教員 (以下「客員教員」という。) の給与等に関する事項を定める。

(本給)

第2条 次の表の左欄に掲げる者の本給月額は、同表の右欄に定める者の例に準じるものとする。

任期付教授	専任教授
任期付准教授	専任准教授
任期付講師	専任講師

2 客員教諭、客員教授および客員准教授の本給月額は、5万円に講師給規程 (1951年庶達第4号) 第2条第1号の規定による講師給を加えた額とする。

3 客員講師の本給月額は、3万円に講師給規程第2条第1号の規定による講師給を加えた額とする。

4 訪問学者は無給とする。

(各期手当)

第2条の2 任期付教授、任期付准教授および任期付講師のうち連続して4か月以上在職し、週8時間以上担当する者に対しては、在職中の夏期および年末に本給月額1か月分相当額を各期手当として支給する。

(給与の特例)

第3条 第2条第2項の規定にかかわらず、教職研究科の客員准教授のうち、高等学院の教諭を兼ねる者については、同項に規定する本給は支給しない。ただし、手当として月額5万円を支給するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、任期付教授、任期付准教授、任期付講師、客員教諭および客員教員の受け入れに当たり特別な事情のあるときは、前2条の規定にかかわらず、その都度大学が定める額の給与を支給することができる。

附 則 (略)